

③ 「永住カード」での確認詳細

下記3か国は永住者数が非常に多いこと、かつ顔写真付きの永住カードで在留期間が明確に確認できることから、当面の間、特例として在留届の写し等に代わる公的書類として取り扱うこととします。

取扱期間： 当面の間

例外を取り扱う国： アメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ（他国は不可）

1 アメリカ合衆国

PERMANENT RESIDENT CARD



氏名、生年月日により、旅券の本人と同一人物か確認

「Resident Since」(永住を開始した日)の日付がMCO発売月から「10年以上前」かを確認

2 ブラジル連邦共和国

CÉDULA DE IDENTIDADE DE ESTRANGEIRO ※裏面に顔写真あり



氏名、生年月日により、旅券の本人と同一人物か確認

「DATE OF ENTRADA (入国日)」の日付がMCO発売月から「10年以上前」かを確認

3 カナダ

PERMANENT RESIDENT CARD



氏名、生年月日が、旅券の本人と同一

(カード裏面の中央付近)
「PR Since ●●」の日付がMCO発売月から「10年以上前」かを確認

(記載例)PR Since RP depuis 09 07 2001 OTTAWA

※PR Since: 英語、RP depuis: 仏語

※「2001年7月9日からオタワで永住許可を受けた」の意味

■ 「アメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ」の3国に限った例外的な取扱いです。

■ 各国の「永住カード」に記載された、「在留を開始した年月」がMCO発売月から「10年以上前」であることを確認してください。

■ 上記の条件を満たさない場合は、発売・引換を行わないでください。

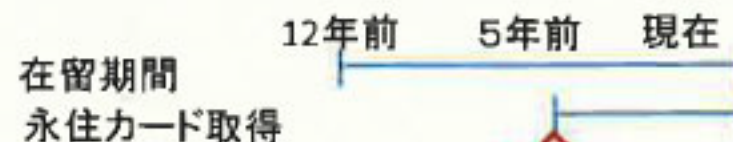
(例)

アメリカ、カナダの「永住カード」では、「永住を開始した日付」が記載されています。

「永住カード」記載の日付が「10年以上前」に達していない場合は「永住カード」での資格確認はできませんので、「在留届の写し」または「在留証明」での資格確認が必要です。

また、アメリカの永住カードで引き換えが出来るのは「Permanent Resident Card」のみとなります。

Residence Sinceの記載がないResident Alien Cardは在留届の写し/在留証明が必要となります。



永住カード記載の日付は「5年前」のため「永住カード」での利用資格を満たしていないケース

裏面→

